

市役所インフォメーション

お知らせ

新型コロナワクチンの無料期間がもうすぐ終了します

新型コロナワクチンの公費負担（無料接種）は令和6年3月31日で終了します。接種をお考えの方はお早めに予約をお願いします。

接種の対象者

生後6か月以上の方

現在実施しているワクチン接種

一度も接種していない方 (初回接種)	▶ 初回接種を受けてください。 XBB1.5対応ワクチンを5歳以上は2回、4歳以下は2回または3回接種します。
初回接種が終わった方 (令和5年秋開始接種)	▶ 最後のワクチン接種から3か月以上経過した方はXBB1.5対応ワクチン を1回接種できます。

使用するワクチン

	初回接種	令和5年秋開始接種
ファイザー社 [XBB1.5対応]	5歳以上は2回接種 4歳以下は3回接種	全年齢に対応
モデルナ社 [XBB1.5対応]	全年齢2回接種	6歳以上に対応



- ワクチン接種には対馬市発行の接種券が必要です。対馬市に転入された方や紛失などで接種券をお持ちでない方は接種券の発行申請が必要です。
- 接種を実施中の医療機関、予約方法などは対馬市ホームページで確認できます。
ワクチン接種に関する詳細は対馬市ホームページをご確認いただきか対馬市新型コロナワクチンコールセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ 対馬市新型コロナワクチンコールセンター ☎0920(52)9510
【受付時間 平日（祝日を除く）9:00～16:00】



地域における男女共同参画リーダー育成事業実践研修を開催します ～防災を日常に！熊本地震から学ぶ男女共同参画の視点～

受講無料 要申込

と き 令和6年1月26日（金）14:00～16:00

と こ ろ 対馬市役所巣原庁舎別館大会議室

内 容 男女共同参画の観点から災害対応力を高めるための研修を開催します。熊本地震に被災した講師の実体験を聞き、地震発生後の避難所では何が起こったのか、災害に強い地域づくりのために何ができるのかを男女共同参画の視点で考える講座とワークショップです。

講 師 （有）ミューズプランニング 楠 育代氏

対 象 どなたでも参加可能。

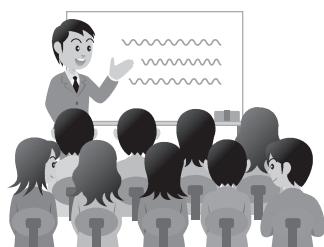
定 員 20人

申込期限 令和6年1月15日（月）

申込方法 電話または各庁舎設置の申請書でお申込みください。

問い合わせ 総務課 ☎0920(53)6111

（申込先）



政治倫理審査会の審査結果を公表します

対馬市では、議員および市長などの公職にある者が、市民全体の奉仕者として、その人格と政治倫理の確立、向上に努めることを目的として対馬市政治倫理条例を定めています。

今回、議員10名がこの条例に違反しているのではないかということで住民代表から調査請求があり、政治倫理審査会における審査の結果、同条例に違反するとの報告がありました。については、同条例第11条第6項の規定により広報つしまにおいて公表します。

対馬市長 比田勝 尚 喜

1 調査請求内容

(1) 以下の調査対象議員10名は、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）が費用の多くを負担する視察旅行に参加したことが対馬市政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第4号に規定する企業団体などからの寄附および金品の授受にあたり、その行為が条例違反であるというもの。

（調査対象議員） 糸瀬雅之議員、陶山莊太郎議員、神宮保夫議員、島居真吾議員、入江有紀議員
船越洋一議員、小宮教義議員、上野洋次郎議員、作元義文議員、春田新一議員

条例第3条第1項第4号

政治活動に関し、企業団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。

(2) 請願審査特別委員会の審議の過程において、参考人招致に係る委員長提案など一連の行為が条例第3条第1項第6号に違反するというもの。

条例第3条第1項第6号

市民全体の代表者として、その地位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 調査結果

(1) 審査の状況

当審査会は、令和5年10月16日に第1回政治倫理審査会を開催し、正副会長の選出を行った。また、8名の委員のうちの1名が調査請求書に添付された署名簿に署名したことを確認したので、審査の公平性・公正性を確保するため、当該審査から外すことを決定したうえで、調査請求者から請求の趣旨説明を求めた。

その後、第2回を同月30日、第3回を11月1日、第4回を11月14日に開催し、調査対象議員10名の調査請求内容に対する弁明の機会を設定し、あわせて事情聴取を行った。さらに、審査の過程で判明した調査対象議員以外の3名の議員についても審査会での決定を踏まえ、事実確認のため、審査会への出席を求めるなど聞き取りを行い、11月27日の第5回の審査会を経て判断を行った。

(2) 審査会の判断

1の調査請求内容（1）は、条例第3条第1項第4号に違反する。

1の調査請求内容（2）は、条例第3条第1項第6号に違反するとはいえない。

(3) 判断の理由

ア 機構は「企業団体等」に当たるか

機構は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律により設立された法人で、その事業費は、電力会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原燃（株）などから納付される拠出金とその運用益によって賄われている団体である。一定程度国の関与が必要な事業を担う独立行政法人や、また、特殊法人、認可法人および特別の法律により設立される民間法人にも当たらないものであるが、法人である以上「企業団体等」に当たると判断する。

イ 施設見学への参加が「政治活動に関したもの」に当たるか

費用負担を受ける側の議員は、公職者としての側面とともに私人としての側面を持ち合わせてはいるものの、機構が直営で実施したとする施設見学に参加したことは、個人の活動としての側面が全くないとはいえないものの、公権力とされる請願の決議権を有することを無視して判断することはできない。また、聞き取りにおいても議員としての知見を深めるために参加したものと認められ、政治活動に関したものに当たると判断する。

ウ 施設見学の費用負担が「寄附」に当たるか

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費または会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいうと規定されている。また財産上の利益とは、金銭、物品に限らず、また有体物、無体物の如何を問わない。電気、熱、光などはもちろん、債務の免除、金銭、物品の貸与、労務の無償提供など、おおよそこれを受けるものにとって財産的価値があると解釈されるところ、施設見学の費用負担は財産上の利益の供与であり、寄附に当たると判断する（政治資金規正法（以下「規正法」という。）第4条第3項参考）。

エ 「政治的又は道義的批判を受けるおそれ」に当たるか

特定放射性廃棄物の最終処分場の文献調査受け入れに関する政治的評価の分かれる施策に関して、推進を図る立場と評価される機関から、寄附を受けることは、市民全体の利益を図るものではなく、機関の利益を図るおそれがある関係性を有するのではないかとの懸念を生じさせるものである。

さらに、調査対象者が機関から施設見学の費用負担を受けることは、その他団体からの、政党および政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附として、規正法第21条第1項及び第22条の2に違反する疑念もある。

以上から、機関からの施設見学の費用負担は、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附に当たると判断する。

オ 委員長提案など一連の行為が条例違反に当たるか

1の調査請求内容（2）に関しては、請求者の指摘を請願審査特別委員会会議録および会議録画で確認したところ、最終処分場の誘致推進の立場にある特定団体のみの参考人を招致するという委員長提案はなく請求者の事実誤認である。また、その他一連の行為についても認定事実のとおりであり、それだけをもって直ちに条例違反に当たるとはいえない。

しかし、請願審査特別委員会の審議の過程において、請願への賛否の意見が交わされる中でやや拙速と思われる場面があつたことは否めない。

3 審査会の意見

条例第3条第1項第3号の規定では、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、条例第8条に定める審査会に自ら出席し、潔い態度をもって疑惑の解明に協力しその責任の所在を明らかにしなければならないとあるが、審査会に出席した議員のうち、資料を持参のうえ資料を確認しながら審査会委員からの質問に回答した議員などもいたものの、ほとんどの議員は、自己の曖昧な記憶に頼った回答に終始し、審査会委員からの質問に対して回答を拒否したり、何ら準備せず審査会に臨むなど、条例第12条に規定する努力義務違反に当たると取れるような場面も見られた。この状況は、潔い態度をもって疑惑の解明に協力したとは甚だ疑問である。

なお、当該審査において、調査対象議員以外の3名（坂本充弘議員、黒田昭雄議員、小田昭人議員）についても機関の費用負担による施設見学に参加したことを確認しており、調査対象議員と同様に条例に違反するものとなる。

政治倫理とは、議会活動に限定されない政治家としての行為規範であり、政治的批判のみならず道義的批判に晒されることがないよう自らを律し、その地位と名誉を害するような一切の行為を慎まなければならぬ。

議員は、自己の置かれた立場を厳しく認識した上で、市民からの不信・疑惑を抱かれることのないよう、高い政治倫理意識をもって議員活動に取り組み、市民の負託に応えることを切に希望するものである。

※紙面の都合上、報告書にある認定事実部分を割愛しています。

なお、ホームページでは当該報告書の全文写しを公表しており、総務課、各振興部地域振興課および各行政サービスセンターでも閲覧できます。



報告書の全文写し

議員定数について市民の皆さんのご意見をお聞かせください

対馬市議会では、議員定数について議会自ら調査する必要があると考え、令和5年第3回定例会において議員定数調査特別委員会を設置しました。本特別委員会の調査活動の一環として、議員定数について市民の皆さんのご意見をお聞かせください。

募集期間 12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

設問 次頁のとおり

議員定数の推移

対馬市発足時	90人
平成17年6月1日～	26人
平成21年6月1日～	22人
平成25年6月1日～	21人
平成29年6月1日～現在	19人

意見の提出方法

市民課・各振興部・各行政サービスセンターに備え付けの意見書用紙に記入し、以下のいずれかの方法で提出してください。（次頁の意見書用紙を切り抜いて提出されても構いません。）

なお、意見書用紙は対馬市ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

- ①持参 市民課・各振興部・各行政サービスセンターのいずれかに提出
- ②郵送 〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380
対馬市役所豊玉庁舎3階 対馬市議会事務局
- ③Mail t_gikai@city-tsushima.jp
- ④Fax 0920(58)1018



市ホームページ
「対馬市議会」

注意事項 ○電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。

○必ず住所、氏名および連絡先を記載してください。

○個人情報は公表しません。また、目的以外には使用しません。

○いただいた書面などは返却しません。

意見の公表 お寄せいただいたご意見は、対馬市ホームページで公表します。また、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ 議会事務局 ☎0920(58)1379

類似団体などとの比較

比較団体：長崎県内各市

No.	市名	人口 (人)	面積 (km ²)	議員定数 (人)	議員1人あたりの 市民数 (人)	議員1人あたりの 面積 (km ²)
	対馬市	28,231	707.42	19	1,486	37
1	長崎市	401,195	405.86	40	10,030	10
2	佐世保市	236,784	426.01	33	7,175	13
3	島原市	43,169	82.96	19	2,272	4
4	諫早市	134,691	341.79	26	5,180	13
5	大村市	98,305	126.73	25	3,932	5
6	平戸市	29,162	235.12	18	1,620	13
7	松浦市	21,369	130.55	16	1,336	8
8	壱岐市	24,956	139.42	16	1,560	9
9	五島市	35,016	420.12	18	1,945	23
10	西海市	25,747	241.60	18	1,430	13
11	雲仙市	41,815	214.31	19	2,201	11
12	南島原市	42,554	170.13	19	2,240	9

比較団体：九州内の類似団体のうち人口25,000人～35,000人の市

No.	都道府県名	市名	人口(人)	面積(km ²)	議員定数(人)	議員1人あたりの市民数(人)	議員1人あたりの面積(km ²)
	長崎県	対馬市	28,231	707.42	19	1,486	37
1	福岡県	うきは市	28,213	117.46	14	2,015	8
2	佐賀県	鹿島市	27,914	112.12	16	1,745	7
3	佐賀県	神埼市	30,624	125.13	18	1,701	7
4	長崎県	平戸市	29,162	235.12	18	1,620	13
5	熊本県	上天草市	25,015	126.94	16	1,563	8
6	大分県	杵築市	27,295	280.08	18	1,516	16
7	大分県	豊後大野市	33,415	603.14	18	1,856	34
8	鹿児島県	曾於市	33,593	390.14	20	1,680	20
9	鹿児島県	南さつま市	32,275	283.59	17	1,899	17
10	鹿児島県	志布志市	29,805	290.28	20	1,490	15
11	鹿児島県	南九州市	32,741	357.91	20	1,637	18

※人口、議員定数は令和4年12月31日現在、面積は令和3年10月1日現在

意見書用紙

対馬市議会議員定数についての意見書

住 所 (必須項目)	
氏 名 (必須項目)	
職 業	
電 話 番 号 (必須項目)	
Mail	

※必須項目は必ず記入ください。

○意見記入欄

設問1. 議員定数についてどう考えていますか？

- ア 現状維持 →設問4へ
- イ 増やした方が良い →設問2、4へ
- ウ 減らした方が良い →設問3、4へ

設問2. 議員定数を何人増やした方が良いですか？

- ア 1人
- イ 2人
- ウ 3人以上

設問3. 議員定数を何人減らした方が良いですか？

- ア 1人
- イ 2人
- ウ 3人以上

設問4. 設問1、2、3の選択肢を選んだ理由をご記入ください。

お知らせ

湯多里ランドつしま温泉棟が12月23日(土)リニューアルオープンします

営業時間 温泉、キッズスペース、プール……10:00～21:00
レストラン……………11:00～21:00 (ラストオーダー20:00)

定休日 火曜日



詳しくはこちら

○年末年始は、次のとおり営業します。

12/26 (火)	12/27 (水)	12/28 (木)	12/29 (金)	12/30 (土)	12/31 (日)	1/1 (祝)	1/2 (火)	1/3 (水)	1/4 (木)
定休日	営業	営業	営業	営業	営業	臨時休業	臨時営業	営業	営業

問い合わせ 観光商工課 ☎0920(53)6111
湯多里ランドつしま ☎0920(54)3336

生ごみのリサイクル始めてみませんか？

生ごみ回収事業では、ご家庭で分別された生ごみを回収して堆肥化をしています。

生ごみのリサイクルによって資源循環が推進され、ごみ処理経費の削減、ごみ袋代の節約、衛生的な生ごみ処理を可能にします。

- 申込書
- 回収場所
- 事業詳細

対馬市ホームページ



加入方法

①窓口で記入



②バケツの受け取り



生ごみ堆肥「堆ひっこ」

加入者限定で無償配布をしています。下記施設にお越しのうえ、お求めください。

○生ごみ等堆肥化施設 美津島町根緒471 ☎0920(52)5001

○対馬クリーンセンター北部中継所 上県町佐須奈乙1673 ☎0920(84)2761

※大変ご好評のため在庫切れの場合がございますが、何卒ご了承をお願いします。



問い合わせ 環境政策課 ☎0920(53)6111

令和6年度 対馬市建設工事・建設関連(コンサルタント)業務、 物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査を実施します



詳しくは[こちら](#)

資 格	①「対馬市工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格等を定める要綱（※1）」に規定する資格を有する方 ②「対馬市物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れ並びに役務の提供等の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格等を定める要綱（※1）」に規定する資格を有する方（※1）要綱については、対馬市ホームページを参照してください。
受付場所・時間	対馬市役所厳原庁舎4階 財政課 9:00~12:00、13:00~17:00
資格の有効期間	○工事：令和6年4月1日～令和7年3月31までの1年間 ○コンサル、物品・役務：令和6年4月1日～令和8年3月31までの2年間（※2） (※2) 2年目については簡易な更新の手続きが必要となります。
申請書様式	対馬市独自の様式による
実施要領	①対馬市ホームページからダウンロード ②財政課、美津島行政サービスセンター、中対馬振興部地域振興課、峰行政サービスセンター、上県行政サービスセンター、上対馬振興部地域振興課の窓口で交付
申請期間	12月18日（月）～令和6年1月31日（水）
申請方法	必要書類を揃えて持参または郵送により提出してください。（持参の方は、下記の受付日にお願いします。）

（持参の場合の受付日）

指定日カレンダー	令和6年	日	月	火	水	木	金	土
	商号の頭文字					1月4日 審査休み	1月5日 審査休み	1月6日 審査休み
	商号の頭文字	1月7日 審査休み	1月8日 審査休み	1月9日 審査休み	1月10日 ア行	1月11日 カ行	1月12日 サ行	1月13日 審査休み
	商号の頭文字	1月14日 審査休み	1月15日 夕行	1月16日 審査休み	1月17日 ナ行	1月18日 ハ行	1月19日 マ行	1月20日 審査休み
	商号の頭文字	1月21日 審査休み	1月22日 ヤ行	1月23日 審査休み	1月24日 ラ・ワ行	1月25日 予備日	1月26日 予備日	1月27日 審査休み
	商号の頭文字	1月28日 審査休み	1月29日 予備日	1月30日 審査休み	1月31日 予備日			

※郵送により申請される場合は、指定日でなくても受付期間中であれば審査を行います。

※持参により申請される場合は、窓口での混雑を避けるために可能な限り商号の頭文字により指定された日に申請をお願いします。

問い合わせ 財政課 ☎0920(53)6111

「対馬グローカル大学」講義スケジュールをお知らせします

受講無料

Web講義は、パソコンやスマートフォンなどから、Zoomで受講できます。当日参加できない場合は、後日YouTubeでいつでも視聴することができます。関心のある講義のみの受講も可能です。

また、過去の講義動画約90本を視聴することもできます。



申込みは[こちら](#)

詳しくは、対馬グローカル大学 <http://tsushima-local-u.com/>

講義日時	講義名	講師
12月20日（水） 19:00～20:00	対馬の森林と林業の特徴について	江崎 雄介 氏（長崎県対馬振興局 林業課普及班 技師）
1月13日（土） 14:00～15:00	持続可能な社会をつくるための教育と 地域のSDGs	河村 賢治 氏（立教大学法学部教授・立教大学ESD研究所所長）

問い合わせ SDGs推進課 ☎0920(53)6111

お知らせ

水道管の凍結・破裂を予防しましょう

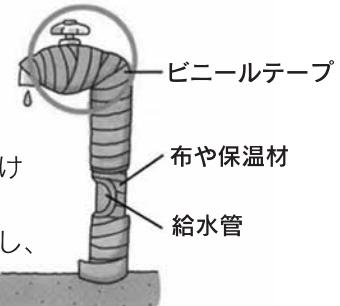
近年例のない寒波により水道管の凍結や破裂が発生しております。復旧活動にも限界があり長時間にわたり支障を及ぼす可能性があります。氷点下の続く日など事前に凍結を予防することが非常に大切です。

○予防策

- ①露出した水道管を保温材（発砲スチロールや段ボール）を用いて保護する。
- ②少量の水を出し続ける。

○凍結・破裂してしまった場合

- ①自然解凍を待つか、40℃から50℃の温水を凍結部分にタオルなどの上からかけ
てください。
- ②破裂した場合は、すぐに止水栓を閉めて下記の指定給水装置工事事業者に連絡し、
修理を依頼してください。



対馬市水道局指定給水装置工事事業者一覧

(令和5年10月2日現在)

工事事業者名	所在地	連絡先
厳原町		
(有)旭建設	阿連390	(56)1211
エレショップとだ	宮谷80-2	(52)0079
(有)扇設備	久田54	(52)2179
(同)亀信電気水道	中村569	(52)2369
小島設備	小浦117-82	(52)3283
コンストラクトICHII	久田457	090(8415)1457
タップスアビル	北里108-2	(52)5858
対馬工務店	南室60-2	(52)3409
はちや管工店	豆酸1985	(57)0457
ホマレ電業(株)	桟原40-2	(52)5514
(有)ホリタ建設	下原459	(56)0037
美島産業(株)	宮谷70	(52)2148
(有)三重建設	桟原48-15	(52)5501
(有)山工	豆酸瀬232	(57)1143
吉田設備	中村594	(52)3034
美津島町		
(有)クリーンかみしま	久須保791-3	(54)3354
(株)シーアイシーみつしま	雞知甲738-1	(54)2141
(有)修行設備	雞知乙522-2	(54)3214
(株)早田組	雞知乙481-9	(54)2063
(有)橋建設	今里164	(53)2200
対馬修理センター	大船越463-1	(54)3422
(有)対馬ビルサービス	根緒468-80	(52)3524
電工組	雞知甲328	(54)4021
(有)西山設備	今里141	(53)2207
(有)畠島設備	雞知甲1254	(54)2254
(同)松電	久須保557-46	090(1514)3741
(株)八興電設	根緒63-2	(54)2657
(株)ライフ工業	大山749-6	(55)9595

問い合わせ

- 厳原町：水道局水道課
美津島町：美津島行政サービスセンター
豊玉町：中対馬振興部 住民生活課
峰町：峰行政サービスセンター
上県町：上県行政サービスセンター
上対馬町：上対馬振興部 住民生活課

- ☎0920(52)0943
☎0920(54)2271
☎0920(58)1111
☎0920(83)0301
☎0920(84)2311
☎0920(86)3112

【注意】

- ①予防の際に使用された水道料金は**使用者の負担**となります。
- ②破裂した場合の修理に関する費用は**所有者・使用者の負担**となります。

お知らせ

年末年始のごみ収集および対馬クリーンセンターなどへのごみの持ち込みについてお知らせします

○ごみ収集

一斉休止期間

12月30日（土）～1月3日（水）

*各地区ごとの年末最後の収集日、年始最初の
収集日はごみ収集カレンダーでご確認ください。



○ごみ持ち込み（開所日時）

	対馬クリーンセンター	中部中継所 北部中継所
12月22日 金	9:00～17:00	9:00～17:00
12月23日 土	9:00～16:00	休
12月24日 日	9:00～16:00	休
12月25日 月	9:00～17:00	9:00～17:00
12月26日 火	9:00～17:00	9:00～17:00
12月27日 水	9:00～17:00	9:00～17:00
12月28日 木	9:00～17:00	9:00～17:00
12月29日 金	9:00～16:00	9:00～16:00
12月30日 土	休	休
12月31日 日	休	休
1月1日 月	休	休
1月2日 火	休	休
1月3日 水	休	休
1月4日 木	9:00～17:00	9:00～17:00

問い合わせ 環境政策課 ☎0920(53)6111
対馬クリーンセンター
☎0920(52)3001

「障がい者のためのお仕事相談会」を実施します

相談無料 予約不要

障がいのある方やそのご家族、または雇用を検討している企業や、すでに雇用されている企業を対象とした相談会を実施します。

とき	ところ
1月12日（金）	対馬市交流センター 3階第6会議室
2月9日（金）	13:00～ 17:00 美津島文化会館 2階住民研修室
3月12日（火）	上県行政サービス センター2階別館

問い合わせ 対馬障害者就業・生活支援センター
☎0920(52)6911
福祉課 ☎0920(58)1119

飼い犬との散歩は正しく行えていますか？

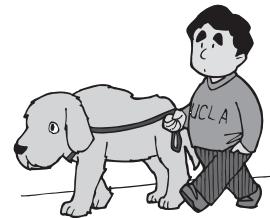
飼い犬の登録はお済みですか？

犬を飼っているすべての方が必ずお住いの市町村に登録をしないといけません。

登録は各地区的行政窓口で行うことができます。皆さまのご協力をお願いします。

首輪、リードは付けていますか？

普段はおとなしい犬でも、何かの拍子に走り出したり、人に飛びついたりしたとき誰かを傷つけてしまうかもしれません。また、犬が苦手な方やお子様連れの方などリードをつけていない犬に対して不安に感じる方もいます。「わたしの犬は大丈夫」と思っていても周りの人や、もしものときを考え、首輪とリードは必ずつけましょう。



※首輪以外にも、ハーネス（胴輪）を使用することですり抜け防止や犬への負担軽減にもつながります。

フンの後始末、忘れていませんか？

犬のフンの後始末は、飼い主または、その犬の散歩をしている方が必ず行いましょう。フンの後始末は飼い主の責任です。みなさまの街をきれいにしていくためにもご協力をお願いします。

問い合わせ 環境政策課 ☎0920(53)6111

すてきな愛の贈り物「はたちの献血」

令和6年1月1日から2月29日までの2か月間「はたちの献血」キャンペーンが実施されます。献血は、たくさんの人の善意によって支えられ、一人一人の温かな心が多く尊い命を救っています。

「はたちの献血」キャンペーンでは、はたちの方に限らず、幅広い世代の方にご協力ををお願いしています。なお、対馬市では、例年5月と11月に献血バスによる献血を実施しています。皆様の献血に対する温かなご支援と積極的なご参加をお願いします。



問い合わせ

健康増進課 ☎0920(58)1116
対馬保健所衛生環境課 ☎0920(52)0166

お知らせ

令和6年4月からへき地保育所で給食が始まります！

令和6年4月1日から、これまで給食のなかつた佐須へき地保育所と大船越へき地保育所で給食を開始します。

子育て支援策の一環として、保護者の負担軽減や適切な栄養管理、食育などに市独自で取り組みます。

なお、仁位へき地保育所については、令和6年9月から開園予定の豊玉こども園に移行しますので、それまでは今までどおり弁当を持参していただきます。

問い合わせ こども未来課 ☎0920(58)1117



令和6年4月から「孫戻し留学」を開始します！

孫戻し留学とは、市外在住の児童・生徒が、祖父母などの家から対馬市内の小・中学校へ通学する留学制度です。

目 的 対馬特有の自然環境および歴史文化、国際交流などのなかで、豊かな学びと地域における体験活動などを願う島外の方を対象に、市内の小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒を受け入れ、対馬市の学校の活性化と教育の振興・充実および地域の活性化を図ることを目的としています。

対 象 市外在住の小学校4年生から中学校2年生までの児童および生徒(令和6年4月時点)

留学期間 4月から翌年3月までの1年間 ※継続も可能

留学対象校 対馬市内すべての小・中学校

補助金の支給 留学生の祖父母などに対して、月額3万円の補助を行います。また、2人目以降は月額1万円を補助します。留学開始から最大で3年間補助金を受けることができます。
※年度途中からの留学は補助金対象外となります。

留学申込み 孫戻し留学の補助金を受けるには、令和6年1月12日（金）までに申込書などの提出が必要です。
※留学を希望される方は事前にご連絡ください。

※4月以前に既に市内の学校へ転入・転学し、祖父母などの家から通学している児童・生徒は補助金交付の対象外となります。

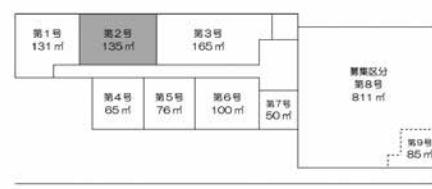
※孫戻し留学補助金は、年度途中からの支給はできません。申込みを行った後、4月から留学を開始した児童・生徒のみが対象となります。

問い合わせ 対馬市島つこ留学推進協議会事務局（教育総務課内）
(申込先) ☎0920(88)2000

募 集

対馬市峰町共同集合店舗の出店者を再募集します

【店舗配置図】



店舗区分 峰町共同集合店舗第2号店舗

店舗面積 135m²

月額使用料 31,050円

所 在 地 峰町佐賀791-1

募集期限 令和6年1月5日（金）まで

出店資格 ○市税などの納付義務を怠っていない者。
○商工会および峰町商業組合に加入する者。
○市内に住所を有すること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

提出書類 出店許可申請書、出店計画書、納税証明書

そ の 他 ○募集締切後、出店許可審査会により出店者を決定し、通知します。
○申請にあたっては必ず問い合わせ先へお問い合わせください。

問い合わせ 中対馬振興部地域振興課 ☎0920(58)1111

令和6年度 幼稚園・こども園・保育所（園）・へき地保育所の入園児を募集します

令和6年4月1日から新たに幼稚園、こども園、保育所（園）、へき地保育所の入園を希望される方は、市から支給認定を受ける必要がありますので、受付期間内に申し込み手続きを行ってください。

申込期間 令和6年1月4日(木)～1月19日(金)
申込場所 各施設または各問い合わせ窓口

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分けられます。

1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合
2号認定(保育認定)	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合
3号認定(保育認定)	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合

※保育を必要とする事由とは、保護者の就労、疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動および就学などが挙げられます。

○幼稚園・こども園（幼稚園部）の定員・連絡先

施設名	定員	問い合わせ（申込先）
巖原幼稚園 ☎0920(52)0134	105人	南地区教育事務所 ☎0920(52)8855
鶴鳴幼稚園 ☎0920(54)2366	105人	
親愛こども園（1号認定） ☎0920(52)1183	35人	市民課 ☎0920(53)6111
比田勝こども園（1号認定） ☎0920(86)2238	54人	北地区教育事務所 ☎0920(86)3052

○こども園（保育園部）、保育所（園）、へき地保育所の定員・連絡先

施設名	定員	問い合わせ（申込先）
親愛こども園（2号・3号認定） ☎0920(52)1183	160人	
巖原南保育園 ☎0920(52)2299	230人	市民課 ☎0920(53)6111
佐須へき地保育所 ☎0920(56)0147	30人	
雞知保育所 ☎0920(54)2343	143人	美津島行政サービスセンター ☎0920(54)2271
大船越へき地保育所 ☎0920(54)2824	45人	
豊玉南保育所 ☎0920(59)0435	40人	こども未来課 ☎0920(58)1117
仁位へき地保育所 ☎0920(58)1518	70人	
三根保育所 ☎0920(83)0179	40人	峰行政サービスセンター ☎0920(83)0301
佐賀保育所 ☎0920(82)0049	40人	
仁田保育所 ☎0920(85)0504	40人	上県行政サービスセンター ☎0920(84)2311
佐須奈保育所 ☎0920(84)2112	40人	
比田勝こども園（2号・3号認定） ☎0920(86)2238	61人	北地区教育事務所 ☎0920(86)3052